

○宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻学生支援委員会規程

〔平成22年3月21日〕
制 定

改正 平成22年9月24日 平成29年3月7日

(設置)

第1条 宮崎大学大学院教育学研究科学生支援委員会規程第9条に基づき、宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻（以下「本専攻」という。）に学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、本専攻に関わる次に掲げる事項を審議する。

- (1) 就職・進学支援に関する活動の企画・立案に関すること。
- (2) 学生相談に関すること。
- (3) 学生生活実態調査に関すること。
- (4) 奨学金に関すること。
- (5) その他厚生補導に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育臨床支援専修教員 2人
- (2) 日本語支援教育教員 2人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は第3条の委員から選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務・学生支援係において処理する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。